

資料4

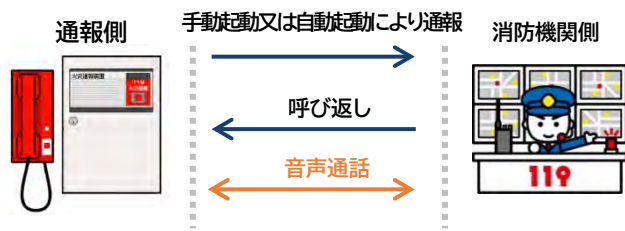
## 通信手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準に関する検討

---

令和7年3月14日  
消防庁予防課

# 火災通報装置の概要と設置対象の防火対象物

## 火災通報装置のイメージ



火災通報装置とは、火災が発生した場合に、当該装置のボタンを押下すること又は自動火災報知設備の感知器が火災により作動することにより自動起動し、あらかじめ設定された施設の名称、所在地等を消防機関へ通報後、音声通話することができる装置。

### <通報から指令までの流れ>

- ①火災通報装置のボタンを押下又は感知器が作動
- ②自動メッセージで施設名、住所と火災である旨を消防機関へ通報
- ③消防機関側から呼び返し（コールバック）を行い、施設側と通話し火災の状況を聴取
- ④火災の状況に応じて消防車を出動させる

## 火災通報装置の設置義務

- 火災通報装置については、一定規模以上の防火対象物に設置義務がある。
- 一部の用途（旅館や病院、福祉施設など）を除き、消防機関へ常時通報することができる電話（＝一般加入電話（いわゆる3項電話））を設置したときは、**火災通報装置を設置しないことができる**とされている。（消防法施行令第23条第3項）
- 避難困難性の高い用途（総合病院、特別養護老人ホームなど）については、自動火災報知設備の感知器が作動した場合の連動起動が必要とされている。（消防法施行規則第25条第3項第5号）

| 令別表第一用途                                                               | 主な用途                   | 設置義務     | 3項電話による代替 | 感知器連動 |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|----------|-----------|-------|
| (6) 項イ(1)~(2)、(6) 項ロ                                                  | 総合病院<br>特別養護老人ホーム      | 全て       | 不可        | 要     |
| (6) 項イ(3)                                                             | 産婦人科病院                 | 全て       | 不可        | 不要    |
| (5) 項イ、(6) 項イ(4)、(6) 項ハ                                               | ホテル、診療所<br>老人デイサービス施設  | 500㎡以上   | 不可        | 不要    |
| (16の2) 項、(16の3) 項                                                     | 地下街、準地下街               | 全て※1     | 可         | 不要    |
| (1) 項、(2) 項、(4) 項、<br>(6) 項二、(12) 項、(17) 項                            | 集会場、カラオケ、<br>物品販売店、保育園 | 500㎡以上   |           |       |
| (3) 項、(5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項、<br>(10) 項、(11) 項、(13) 項、(14) 項、(15) 項 | 飲食店、共同住宅、<br>学校、倉庫、事務所 | 1,000㎡以上 |           |       |

## 背景

- 3項電話としては、一般加入電話（固定電話）を指し、**携帯電話は常時あるとは限らないこと**などから該当しないことと解されている。（平成15年9月9日付消防予第232号の質疑応答\_問6）
- 上記質疑応答から20年以上が経過し、当時と比較して携帯電話の機能や普及率は格段に向上し、119番通報に占める携帯電話の割合も増加していることなどを踏まえ、第118回全国消防長会予防委員会（令和5年10月5日）において、**3項電話として携帯電話を認めても良いのではないか**、という意見が寄せられている。
- また、従来の音声通報のみによらないNet119等の通報システムも登場しており、119番の通報手段の多様化が進んでいる。



## 検討事項①

- 火災通報装置の代替として、固定電話と同様に、携帯電話を3項電話として取り扱うことができるかどうかの検討を行う。

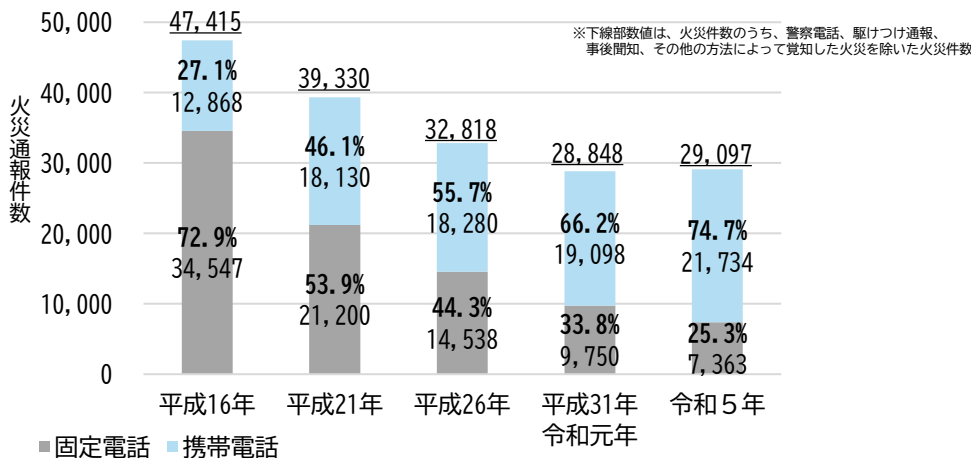
## 検討事項②

- 通報手段の多様化を踏まえ、携帯電話回線やインターネット回線による自動音声又はデータ通信での火災通報について位置づけ等の検討を行う。

# 検討事項① 3項電話としての携帯電話の位置づけについて

## 携帯電話を取り巻く環境

固定電話と携帯電話による火災通報の件数の推移



① 携帯電話の普及が進み、火災時の通報手段としては固定電話を超えて、最も件数の多い通報手段となっている。

入電から指令までの平均時間比較

|      | 令和3年<br>〔26,401〕 | 令和4年<br>〔27,129〕 | 令和5年<br>〔28,895〕 |
|------|------------------|------------------|------------------|
| 固定電話 | 114秒<br>〔7,719〕  | 113秒<br>〔7,421〕  | 119秒<br>〔7,323〕  |
| 携帯電話 | 124秒<br>〔18,682〕 | 124秒<br>〔19,708〕 | 127秒<br>〔21,572〕 |

※〔 〕内は指令時刻が異常値となっている火災を除いた火災件数

② 固定電話と携帯電話の通報時の位置情報の正確性は異なるが、火災統計の調査からは、覚知から指令までの時間差は大きくない。

③ 携帯電話については、電気通信事業法により緊急通報の手段としての要求水準が求められているほか、災害時の基地局の停電対策等の実施、事業者間ローミングなどのさらなる通信確保の取組みも検討されている。

④ 携帯電話の場合は移動しながら通報が可能であり、火災時の初動対応においてはメリットであると考えられる。

- 火災通報装置の代替として固定電話と同様に、携帯電話を3項電話として認められるよう見直しを行うべきである。  
(この場合において、防火対象物の所在地が携帯電話のサービスエリア内にある必要があり、また火災発生時に速やかに119番通報することを消防計画に掲載するなど通報連絡体制の確保が必要である。)
- なお、3項電話が認められる防火対象物については、携帯電話の保有状況を踏まえ、法令上の火災通報装置の設置義務の対象から外してもよいのではないかと意見があった。

## 基本的な考え方

- 火災の通報にデータ通信を用いることで、これまでより詳細な施設概要や火災の状況（例：自動火災報知設備の火災感知の状況等）など付加的な情報を消防機関に提供できる可能性がある。また、スマホ等のアプリに火災通報の機能を内蔵させることも技術的には可能と考えられる。

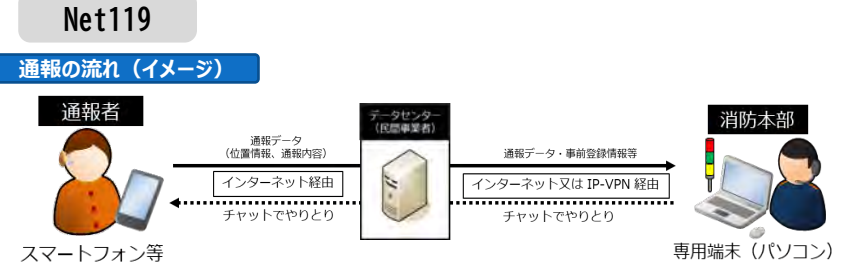


- データ通信を利用した火災通報装置の実現に向けて以下の事項の検討が必要である。
  - 電話回線・音声情報による現行の火災通報装置との関係性
  - 通報時の付加的な情報の範囲やデータ形式
  - スマホに搭載するとした場合に自動火災報知設備との接続方法
  - 通報システムの運用に係る負担のあり方（これまでの火災通報装置の設置・運用費は施設側負担、Net119等に係る費用は消防本部負担）など

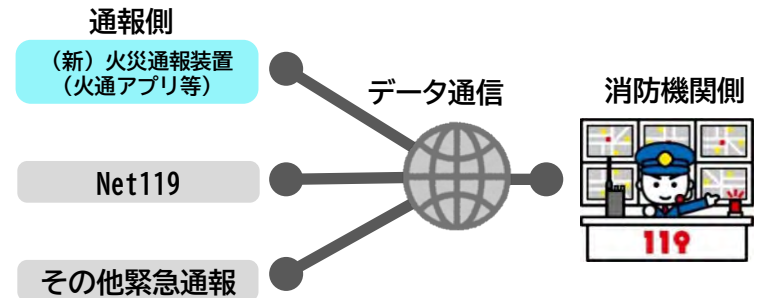


引き続き、関係事業者や消防本部等と検討を継続していく。

<データ通信を用いて通報を行っている例>



データ通信を用いた火災通報装置のイメージ



## 消防法施行令（抄）

（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）

第23条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

- 一 別表第一(6)項イ(1)から(3)まで及びロ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物
  - 二 別表第一(1)項、(2)項、(4)項、(5)項イ、(6)項イ(4)、ハ及びニ、(12)項並びに(17)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡以上のもの
  - 三 別表第一(3)項、(5)項ロ、(7)項から(11)項まで及び(13)項から(15)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの
- 2 前項の火災報知設備は、当該火災報知設備の種別に応じ総務省令で定めるところにより、設置するものとする。
- 3 第一項各号に掲げる防火対象物(同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げるもの並びに第一項第二号に掲げる防火対象物で同表(5)項イ並びに(6)項イ(4)及びハに掲げるものを除く。)に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

## 消防法施行規則（抄）

（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）

第25条 令第23条第1項ただし書の総務省令で定める場所は、次に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 令別表第一(6)項イ(1)及び(2)、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 消防機関が存する建築物内

二 前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物 消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である場所

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 ～ 四 (略)

五 令別表第一(6)項イ(1)及び(2)並びにロ、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物)にあつては、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。次項において同じ。)に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでない。